

矢作川総合第二期地区 環境モニタリング計画検討業務

特 別 仕 様 書

東海農政局矢作川総合第二期農地防災事業所

項 目	内 容	備 考																				
<p>第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1条</p> <p>(目 的) 第1-2条</p> <p>(場 所) 第1-3条</p> <p>(一般事項) 第1-4条</p> <p>(管理技術者) 第1-5条</p> <p>(担当技術者) 第1-6条</p>	<p>本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p> <p>本業務は、矢作川総合第二期地区の環境配慮計画に基づく環境配慮対策の効果的な実施に向けて、モニタリング実施計画(案)の検討を行うものである。</p> <p>本業務において対象とする地域は、愛知県岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市及び額田郡幸田町地内であり、別添位置図に示すとおりである。</p> <p>業務請負契約書、共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。</p> <p>(1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。</p> <p>(2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。</p> <p>管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る本業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="472 1285 1291 1928"> <thead> <tr> <th>資 格</th> <th>技術部門</th> <th>選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">技術士</td> <td>総合技術監理</td> <td>農業-農業土木、農業農村工学、農村地域計画、農村環境、農村地域・資源計画 建設-建設環境 環境-全ての選択科目</td> </tr> <tr> <td>農業</td> <td>農業土木 農業農村工学 農村地域計画 農村環境 農村地域・資源計画</td> </tr> <tr> <td>建設</td> <td>建設環境</td> </tr> <tr> <td>環境</td> <td>全ての選択科目</td> </tr> <tr> <td>博士</td> <td>生態系等の環境に関連する部門</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">シビルコンサルティング マネージャー</td> <td>農業土木</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>建設環境</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。</p>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業-農業土木、農業農村工学、農村地域計画、農村環境、農村地域・資源計画 建設-建設環境 環境-全ての選択科目	農業	農業土木 農業農村工学 農村地域計画 農村環境 農村地域・資源計画	建設	建設環境	環境	全ての選択科目	博士	生態系等の環境に関連する部門		シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	-	建設環境	-	
資 格	技術部門	選択科目																				
技術士	総合技術監理	農業-農業土木、農業農村工学、農村地域計画、農村環境、農村地域・資源計画 建設-建設環境 環境-全ての選択科目																				
	農業	農業土木 農業農村工学 農村地域計画 農村環境 農村地域・資源計画																				
	建設	建設環境																				
	環境	全ての選択科目																				
博士	生態系等の環境に関連する部門																					
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	-																				
	建設環境	-																				

項 目	内 容	備 考																															
(配置技術者の確認) 第 1 - 7 条 (保険加入) 第 1 - 8 条 第 2 章 作業条件 (貸与資料) 第 2 - 1 条	<p>共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する業務分担を明確に記載するものとする。 なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。</p> <p>(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。</p> <p>受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。</p> <p>本業務の貸与資料は次表のとおりとし、これ以外に必要な資料がある場合には監督職員と協議するものとする。</p>																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="456 996 568 1041">分類</th> <th data-bbox="568 996 1217 1041">貸 与 資 料</th> <th data-bbox="1217 996 1292 1041">数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="456 1041 568 1265" rowspan="4">計 画</td> <td data-bbox="568 1041 1217 1097">国営矢作川総合第二期 土地改良事業計画書</td> <td data-bbox="1217 1041 1292 1097">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="568 1097 1217 1153">国営矢作川総合第二期 変更土地改良事業計画書 (案)</td> <td data-bbox="1217 1097 1292 1153">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="568 1153 1217 1209">矢作川総合第二期地区 環境配慮計画</td> <td data-bbox="1217 1153 1292 1209">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="568 1209 1217 1265">矢作川総合第二期地区 環境配慮計画 (変更案)</td> <td data-bbox="1217 1209 1292 1265">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 1265 568 2027" rowspan="9">業 務 報 告 書</td> <td data-bbox="568 1265 1217 1355">平成 30 年度 矢作川総合第二期地区 環境配慮計画検証 他業務</td> <td data-bbox="1217 1265 1292 1355">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="568 1355 1217 1422">令和元年度 矢作川総合第二期地区 生態系モニタリ ング検討業務</td> <td data-bbox="1217 1355 1292 1422">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="568 1422 1217 1489">令和 2 年度 矢作川総合第二期地区 生態系モニタリ ング業務</td> <td data-bbox="1217 1422 1292 1489">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="568 1489 1217 1556">令和 3 年度 矢作川総合第二期地区 生態系モニタリ ング業務</td> <td data-bbox="1217 1489 1292 1556">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="568 1556 1217 1624">令和 4 年度 矢作川総合第二期地区 環境配慮計画検証 ほか業務</td> <td data-bbox="1217 1556 1292 1624">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="568 1624 1217 1691">令和 5 年度 矢作川総合第二期地区 北部地域生態系モ ニタリングほか業務</td> <td data-bbox="1217 1624 1292 1691">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="568 1691 1217 1758">平成 30 年度 矢作川沿岸地区 環境配慮計画等検討業務</td> <td data-bbox="1217 1691 1292 1758">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="568 1758 1217 1825">平成 31 年度 矢作川沿岸地区 環境配慮計画とりまとめ 業務</td> <td data-bbox="1217 1758 1292 1825">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="568 1825 1217 2027">令和 2 年度 矢作川沿岸地区 環境配慮計画とりまとめ 業務</td> <td data-bbox="1217 1825 1292 2027">1 式</td> </tr> </tbody> </table>	分類	貸 与 資 料	数量	計 画	国営矢作川総合第二期 土地改良事業計画書	1 式	国営矢作川総合第二期 変更土地改良事業計画書 (案)	1 式	矢作川総合第二期地区 環境配慮計画	1 式	矢作川総合第二期地区 環境配慮計画 (変更案)	1 式	業 務 報 告 書	平成 30 年度 矢作川総合第二期地区 環境配慮計画検証 他業務	1 式	令和元年度 矢作川総合第二期地区 生態系モニタリ ング検討業務	1 式	令和 2 年度 矢作川総合第二期地区 生態系モニタリ ング業務	1 式	令和 3 年度 矢作川総合第二期地区 生態系モニタリ ング業務	1 式	令和 4 年度 矢作川総合第二期地区 環境配慮計画検証 ほか業務	1 式	令和 5 年度 矢作川総合第二期地区 北部地域生態系モ ニタリングほか業務	1 式	平成 30 年度 矢作川沿岸地区 環境配慮計画等検討業務	1 式	平成 31 年度 矢作川沿岸地区 環境配慮計画とりまとめ 業務	1 式	令和 2 年度 矢作川沿岸地区 環境配慮計画とりまとめ 業務	1 式	
分類	貸 与 資 料	数量																															
計 画	国営矢作川総合第二期 土地改良事業計画書	1 式																															
	国営矢作川総合第二期 変更土地改良事業計画書 (案)	1 式																															
	矢作川総合第二期地区 環境配慮計画	1 式																															
	矢作川総合第二期地区 環境配慮計画 (変更案)	1 式																															
業 務 報 告 書	平成 30 年度 矢作川総合第二期地区 環境配慮計画検証 他業務	1 式																															
	令和元年度 矢作川総合第二期地区 生態系モニタリ ング検討業務	1 式																															
	令和 2 年度 矢作川総合第二期地区 生態系モニタリ ング業務	1 式																															
	令和 3 年度 矢作川総合第二期地区 生態系モニタリ ング業務	1 式																															
	令和 4 年度 矢作川総合第二期地区 環境配慮計画検証 ほか業務	1 式																															
	令和 5 年度 矢作川総合第二期地区 北部地域生態系モ ニタリングほか業務	1 式																															
	平成 30 年度 矢作川沿岸地区 環境配慮計画等検討業務	1 式																															
	平成 31 年度 矢作川沿岸地区 環境配慮計画とりまとめ 業務	1 式																															
	令和 2 年度 矢作川沿岸地区 環境配慮計画とりまとめ 業務	1 式																															

項 目	内 容	備 考											
(貸与資料の取扱い) 第2-2条 第3章 業務内容 (作業項目及び数量) 第3-1条 (作業の留意点) 第3-2条 第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="571 206 1217 286">令和3年度 矢作川沿岸地区 環境配慮計画とりまとめ 業務</td> <td data-bbox="1217 206 1294 286">1式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="571 286 1217 367">令和4年度 矢作川沿岸地区 環境配慮計画とりまとめ 業務</td> <td data-bbox="1217 286 1294 367">1式</td> </tr> </table>	令和3年度 矢作川沿岸地区 環境配慮計画とりまとめ 業務	1式	令和4年度 矢作川沿岸地区 環境配慮計画とりまとめ 業務	1式								
	令和3年度 矢作川沿岸地区 環境配慮計画とりまとめ 業務	1式											
令和4年度 矢作川沿岸地区 環境配慮計画とりまとめ 業務	1式												
<p>貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 貸与資料の記載事項で相互に矛盾がある場合や、解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) 貸与資料は原則として、初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括して返納しなければならない。</p> <p>本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。なお、詳細は別紙「作業項目内訳表」に示すとおりである。</p> <p><作業項目表></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="488 833 1102 869">作 業 項 目</th> <th data-bbox="1102 833 1256 869">数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="488 869 1102 904">1. 資料の検討</td> <td data-bbox="1102 869 1256 904">1式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="488 904 1102 940">2. 現地調査</td> <td data-bbox="1102 904 1256 940">1式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="488 940 1102 976">3. モニタリング実施計画(案)の検討</td> <td data-bbox="1102 940 1256 976">1式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="488 976 1102 1012">4. 点検取りまとめ</td> <td data-bbox="1102 976 1256 1012">1式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="488 1012 1102 1048">5. 公開用成果品の作成</td> <td data-bbox="1102 1012 1256 1048">1式</td> </tr> </tbody> </table> <p>業務の実施に当たって、特に留意する点は次のとおりとする。</p> <p>(1) 業務の実施に当たっては、事前に作業方法について監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。</p> <p>(2) 本業務に従事するものは、十分な経験を有するものでなければならない。</p> <p>(3) 作業に必要な地元及び関係機関との調整等は、監督職員と十分打合せするものとする。</p> <p>(4) 本業務を実施するに際し、貸与資料を熟読した上で実施するものとする。</p> <p>(5) 貸与資料並びに受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。</p> <p>(6) 取りまとめに当たっては、図表等を用いて理解しやすい表現となるよう留意する。</p> <p>(7) 公開用成果品の作成について、個人情報等の公開すべきでない情報は、監督職員との打合せに基づき、マスキング等の措置を行い、公開用成果品として作成すること。</p> <p>(8) 調査手法は過年度までのモニタリング手法に準拠して決定すること。</p> <p>共通仕様書第1-10条による打合せ時期及び回数については、主として次の段階で行うものとする。</p> <p>また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。</p>	作 業 項 目	数 量	1. 資料の検討	1式	2. 現地調査	1式	3. モニタリング実施計画(案)の検討	1式	4. 点検取りまとめ	1式	5. 公開用成果品の作成	1式	
作 業 項 目	数 量												
1. 資料の検討	1式												
2. 現地調査	1式												
3. モニタリング実施計画(案)の検討	1式												
4. 点検取りまとめ	1式												
5. 公開用成果品の作成	1式												

項 目	内 容	備 考
<p>第5章 成果物 (成果物) 第5-1条</p> <p>(成果物の提出先) 第5-2条</p> <p>第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条</p> <p>第7章 技術提案の 履行 (技術提案の履行) 第7-1条</p>	<p>初 回 作業着手の段階 第2回 中間打合せ (モニタリング実施計画(案)の検討段階) 最終回 報告書取りまとめ段階</p> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。</p> <p>本業務は電子納品対象業務とする。 成果物は共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のもの提出しなければならない。</p> <p>(1) 成果物の電子媒体 (CD-R若しくはDVD-R) 正副2部 (2) 成果物の出力 1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)</p> <p>なお、書面における署名又は捺印の取扱い等については、別途監督職員と協議するものとする。</p> <p>成果物の提出先は、次のとおりとする。 愛知県安城市大東町22-16 東海農政局矢作川総合第二期農地防災事業所</p> <p>業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (2) 第4-1条に示す「打合せ回数」に変更が生じた場合。 (3) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (4) 履行期間の変更が生じた場合。 (5) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。 (6) その他。</p> <p>技術提案内容の履行について、次の段階で監督職員と打合せを行い、履行を徹底するものとする。</p> <p>1 業務計画書提出段階 業務計画書提出段階には、技術提案の内容を業務計画書に確実に記載し、契約の位置づけを明確にする。 ただし、提出する技術提案書そのものを業務計画書に添付してはならない。 なお、対外協議、交渉等、受注者の責によらず履行ができない項目については事実が判明した時点で速やかに監督職員と協議するものとする。</p> <p>2 業務完了検査段階 業務完了検査時においては、技術提案の履行状況が確認できる資料及び技術提案チェックリストを作成するとともに検査職員に履行の確認を受けるものとする。</p>	

項 目	内 容	備 考
第 8 章 定めなき事項 (定めなき事項) 第 8 - 1 条	<p style="text-align: center;">この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>	

作業項目内訳表

作業項目	作業内容	作業数量	備考
1. 資料の検討	貸与資料の内容を整理・把握する。	1式	
2. 現地調査	貸与資料に基づき、モニタリング実施計画(案)の検討等に必要な現地調査を行う。	1式	
3. モニタリング実施計画(案)の検討	<p>(1)モニタリング実施計画(案)の検討 環境配慮計画(変更案)に基づき、事業期間中のモニタリング実施計画(案)を検討し、作成する。作成に当たっては、以下(2)④の調査対象生物種ごとに調査時期、調査方法等を整理し、調査方法については、使用する採捕道具の仕様や調査手法(目視、直接採捕等)等を整理する。</p> <p>(2)モニタリングの試行 上記(1)の実実施計画(案)に基づき、モニタリングを試行する。実施に当たっては、以下を想定している。 ①調査時期：夏季又は秋季 ②調査回数：1回(1地点) ③調査場所：北部地域又は明治地域(実施箇所は監督職員と協議する) ④調査対象生物種：魚類、両生類、爬虫類、鳥類、昆虫類、その他の動物(貝類・甲殻類等)、植物</p> <p>(3)総合検討 上記(2)の試行結果等を踏まえ、環境配慮計画(変更案)に基づく円滑な事業実施に向けて、事業期間中における効果的・効率的なモニタリング実施に当たっての留意点や工夫等を検討し、取りまとめる。</p>	1式 1式 1式	
4. 点検取りまとめ	成果資料の点検及び取りまとめを行い、報告書を作成する。	1式	
5. 公開用成果品の作成	作成した報告書を基に公開用成果品を作成する。	1式	